

# 長期契約割引

令和2年11月1日

**加賀新電力**

加賀市総合サービス株式会社

## 目次

第1条	適用範囲	3
第2条	供給条件の変更	3
第3条	契約の成立の日及び契約期間	3
第4条	料金	3
第5条	長期契約割引の消滅	6
第6条	期中解約金	6
別表1	再生可能エネルギー発電促進賦課金	7
別表2	燃料費調整	9

## 第1条 適用範囲

低圧電気需給約款（以下「低圧需給約款」といいます。）の適用を受ける契約種別のうち、従量電灯 A、B、C、低圧電力の需給契約を締結しようとするお客さまが、最低利用期間を2年間（以下「2年契約」といいます。）または、3年間（以下「3年契約」といいます。）とすることを希望し、当社と協議が整ったときに適用いたします。

## 第2条 供給条件の変更

- (1)民法 584 条の4の規定に基づき、この供給条件を変更することがあります。この場合、変更後の供給条件の実施期日以後の料金、その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (2)当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の接続供給の条件を記載した書面（以下「託送約款等」といいます。）が改定された場合、または法令・条例・規則等の改正により、供給条件を変更する必要がある場合、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合には、供給条件を変更することがあります。その場合、当社はあらかじめ変更後の効力発生時期を当社が適切と考える方法により周知することとします。

## 第3条 契約の成立の日及び契約期間

- (1)長期継続割引は、申込を当社が承諾した時に成立いたします。
- (2)契約期間は次によります。

### イ 2年契約

契約期間は、需給契約が成立した日から2年間といたします。

### ロ 3年契約

契約期間は、需給契約が成立した日から3年間といたします。ただし、契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も3年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

## 第4条 料金

料金は、次の契約種別に応じた表の基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を加算または減算するものとします。

### (1)従量電灯A

#### 2年契約

最低料金	1契約につき最初の8キロワット時まで	174円04銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	17円12銭

3年契約

最低料金	1契約につき最初の8キロワット時まで	166円79銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	16円41銭

(2)従量電灯B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

2年契約

契約電流 10 アンペア	232円32銭
契約電流 15 アンペア	348円48銭
契約電流 20 アンペア	464円64銭
契約電流 30 アンペア	696円96銭
契約電流 40 アンペア	929円28銭
契約電流 50 アンペア	1,161円60銭
契約電流 60 アンペア	1,393円92銭

3年契約

契約電流 10 アンペア	222円64銭
契約電流 15 アンペア	333円96銭
契約電流 20 アンペア	445円28銭
契約電流 30 アンペア	667円92銭
契約電流 40 アンペア	890円56銭
契約電流 50 アンペア	1,113円20銭
契約電流 60 アンペア	1,335円84銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

2年契約

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円12銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	20円86銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22円50銭

3年契約

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円41銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	19円99銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	21円56銭

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

##### 2年契約

1 契約につき	174 円 04 銭
---------	------------

##### 3年契約

1 契約につき	166 円 79 銭
---------	------------

#### (3)従量電灯C

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

##### 2年契約

契約容量1キロボルトアンペアにつき	232 円 32 銭
-------------------	------------

##### 3年契約

契約容量1キロボルトアンペアにつき	222 円 64 銭
-------------------	------------

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

##### 2年契約

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 12 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 86 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	22 円 50 銭

##### 3年契約

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16 円 41 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 99 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	21 円 56 銭

#### (4)低圧電力

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

## 2年契約

契約電力1キロワットにつき	1,119円36銭
---------------	-----------

## 3年契約

契約電力1キロワットにつき	1,072円72銭
---------------	-----------

## ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

## 2年契約

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	11円66銭	10円64銭

## 3年契約

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	11円17銭	10円20銭

## 第5条 長期契約割引の消滅

- (1)お客さまが長期継続割引を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて当社に通知していただきます。
- (2)長期継続割引は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合または契約種別を変更される場合は、電気の需給契約が消滅した日または変更後の契約種別の料金適用開始の日長期契約割引が消滅したものといたします。
- (3)当社は次の場合には、長期継続割引を解約することがあります。  
低圧需給約款第34条（解約等）（1）に準ずる場合

## 第6条 期中解約金

- (1)お客さまが最初の契約期間満了に先立って長期継続割引を廃止しようとする場合または低圧需給約款第34条（解約等）（1）により当社が長期継続割引を解約する場合には、当社は、同条（2）に定める期中解約金を申し受けます。ただし、移転により需給契約が廃止になる場合等は、この限りではありません。この場合、期中解約金は、長期継続割引の消滅の前日を含む料金の算定期間の料金の支払い期日までに、その料金とあわせてお支払いいただきます。
- (2)期中解約金は、契約種別に応じ、長期継続割引が適用されなかった場合の低圧需給約款に定めた算定料金との差額の90%を申し受けます。

## 別表1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を請求書に明示する等によりお知らせします。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

#### (イ) 定額制供給の場合（定額電灯および公衆街路灯A）

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

#### (ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日ま

での期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものいたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日いたします。

## 別表2 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2303$$

$$\beta = 1.1441$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

基準燃料価格は 21,900 円といたします。

##### (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準価格}}{1,000}$$

##### (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、32,900 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2) \text{の基準価格}}{1,000}$$

##### (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 32,900 円を上回る場合

平均燃料価格は、32,900 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(32,900 \text{ 円} - \text{基準燃料価格}) \times (2) \text{の基準価格}}{1,000}$$

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします

(イ)各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日まで期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日まで期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日まで期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日まで期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日まで期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日まで期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日まで期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日まで期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日まで期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日まで期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日まで期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日まで期間

## ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	16銭1厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を請求書に明示する等により通知いたします。

## 附則

この長期契約割引は、令和2年11月1日から適用いたします。